



三重県公報

令和8年7月14日 (火)

第 736 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
452	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
453	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
454	同件	(同)	2
455	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(総 合 博 物 館)	4
456	同件	(同)	5
457	同件	(同)	5
458	同件	(同)	6
公 告			
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	同件	(同)	7
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	7
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	同件	(同)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	11

告 示

三重県告示第 452 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 453 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

片岡 金十郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市甫母町字尻ツブリ 2、3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 454 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

岡 莊一、山口 寛吉、山口 森男、島田 秀雄、島田 万治、島田 吉一、島田 好男、榎本 榮良郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市育生町赤倉字サシ覗 741

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

泉 楠茂、今西 さき子、北松 治郎、久保 富茂、田中 利直、田中 久雄、前川 宗治、松本 誓一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字岩ノ下モ 822 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下モ 822 の 4（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

山本 利男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 850

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

山本 功美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 849

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

山本 壽

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 847 の 6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

泉 きよ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町平谷字甫場谷 861

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字甫場谷 861（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 455 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エコムプロダクト
三重県三重郡菰野町小島 4059 番地
 - 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県総合博物館のM i e M u グッズ販売に係る物品売払代金
 - 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
 - 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
 - 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 456 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。
令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター
三重県津市島崎町 143-6 津市労働会館内
公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター
三重県松阪市上川町 212 番地 1
一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター
三重県伊勢市御薮町長屋 1221 伊勢市御薮総合支所 1 階
 - 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県総合博物館の観覧券販売に係る使用料
 - 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
 - 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
 - 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
-

三重県告示第 457 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。
令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
一般財団法人歴史民俗博物館振興会
千葉県佐倉市城内町 117 番地
太地町立くじらの博物館
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 2934-2
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県総合博物館のM i e M u 図録販売に係る物品売払代金
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 458 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 近畿日本鉄道株式会社
 三重県四日市市鵜の森 1 丁目 16 番 11 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
 三重県総合博物館の利用券発売に係る使用料
- 3 指定をした日
 令和 8 年 2 月 27 日
- 4 委託をした日
 令和 8 年 2 月 27 日
- 5 委託期間
 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、菰野町土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
 令和 8 年 7 月 15 日から同年 8 月 13 日まで
- 3 縦覧の場所
 菰野町役場観光産業課（菰野町大字潤田 1250 番地）
 四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町 1 番 5 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 麓口溜・麓奥溜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
令和8年7月15日から同年8月13日まで
 - 3 縦覧の場所
いなべ市役所農林商工部農林整備課（いなべ市北勢町阿下喜31番地）
-

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により水利施設等保全高度化事業水利施設整備事業（簡易整備型）神田5期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年7月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
令和8年7月15日から同年8月13日まで
 - 3 縦覧の場所
東員町役場産業課（員弁郡東員町大字山田1600番地）
-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年7月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル津河芸店
津市河芸町杜の街四丁目759-2、同市河芸町杜の街四丁目774-2及び鈴鹿市郡山町字大野1804-71
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ① 周辺道路の混雑緩和
オープン当初は、来客車両の集中により周辺道路における交通混雑が懸念されるため、駐車場出入口への交通誘導員の配置や案内看板の設置など、交通の円滑化に配慮すること。
 - ② 交差点の安全対策
津市道久知野郡山線と鈴鹿市道秋永中瀬古郡山線の交差点において、交通量増加に伴う事故の発生が懸念されるため、開業前後の周辺道路の交通量を把握すること。また、開業後1年を目途に、一時停止や横断歩道などの交通安全施設の設置について津警察署と協議すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ① 指定施設の排出基準遵守
三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設を設置する場合は届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。
 - ② 夜間営業等に伴う騒音・住環境対策と苦情対応
夜間営業に伴う車両の出入りや自動車の利用、青年等の蟄集などによる騒音や周辺住環境への影響が懸念されるため、十分な配慮および必要な対策を講じること。また、苦情や問題が生じた場合は速やかに対

応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

① 店舗周辺の清掃・美化

買い物客が周辺道路にごみを廃棄することが懸念されるため、定期的な店舗周辺のパトロールや清掃活動の実施を検討すること。

(4) その他の事項

① 夜間照明への配慮

夜間営業に伴う照明による周辺住環境への影響が懸念されることから、十分な配慮および必要な対策を講じること。

② 埋蔵文化財の保護手続き

申請地は大野南遺跡および西毛谷A遺跡の範囲内であるため、事前協議および文化財保護法（法第 93 条）に基づく所定の手続きを行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 14 日から同年 8 月 14 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン四日市泊

三重県四日市市泊小柳町 2 番地 1 ほか 13 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬 1295 番 1	神尾 啓治
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号	松本 忠久
株式会社田原屋	神奈川県川崎市幸区堀川町 580	田熊 太郎
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 27 番 13 号	吉田 馨
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 義久
株式会社オンリー	京都府京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町 303 番地	中村 直樹
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正
株式会社ジン	四日市市新正 1-12-4	山本 篤
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柚木 治
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美

株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川1-23-5	木下 尚久
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目488番地	北方 康弘
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目1番1号	大野 禄太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社リブプラス	東京都立川市柴崎町三丁目6番29号	玉井 俊也
イオンベット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号	米津 一郎
株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町五丁目1番地5	森下 恵治
株式会社メガスports	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号	石塚 幸男
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目4番地	渡邊 浩昌
株式会社ニトリ	東京都北区神谷三丁目6-20	武田 政則
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王1-4-10	田中 公雄
株式会社ライフ・ビート	広島県広島市西区三篠町3-25-2	窪 英明
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
有限会社原真堂	四日市市中部15番12号	保位 真吾
永井自動車工業株式会社	四日市市北浜田町10-3	永井 宏明
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
服部 憲嗣	四日市市広永町631番地	服部 憲嗣
株式会社タカヨシ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	高品 政明
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫
伊勢湾マリン開発株式会社	津市桜橋三丁目53番地の1	大橋 洋之
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島三丁目6番20号	三輪 哲久
アイ・ティ・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区南幸1-1-1	野島 廣司
株式会社ヤナセ	東京都港区芝浦一丁目6番38号	吉田 多孝
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2 与野太平ビル3F	正木 宏和

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	佐藤 好文
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬1295番1	神尾 啓治
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	田中 純一
株式会社田原屋	神奈川県川崎市幸区堀川町580	甲斐 直裕
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号	吉田 馨
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介
株式会社オンリー	京都府京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地	中村 直樹
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	柳井 正
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社ジーユー	東京都江東区有明1-6-7 5F	黒瀬 友和
株式会社ライトオン	東京都台東区元浅草2丁目6-6 東京日産台糖ビル6F	藤原 祐介
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川1丁目14番1号 国冠ビル	木下 尚久
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地四丁目1番1号	川瀬 秀二
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 亮

イオンベット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目17番8号 Jプロ本八幡ビル1階	米津 一郎
株式会社ぷりず夢	愛知県春日井市東野町五丁目1番地5	森下 真介
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区豊砂 1-6 イオンモール幕張新都心アクティブモール内3階	石塚 幸男
イオンバイク株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目4番地	松尾 和英
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王 1-4-10	田中 公雄
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
有限会社原真堂	四日市市中部 15 番 12 号	保位 真吾
永井自動車工業株式会社	三重県四日市市北浜田町 9-14	永井 宏明
株式会社 J o s h i n	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	高橋 徹也
服部 憲嗣	四日市市広永町 631 番地	服部 憲嗣
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	伊藤 秀孝
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市茅島三丁目6番20号	三輪 哲久
アイ・ティー・エックス株式会社	東京都港区港南二丁目 15 番 3 号 品川インターシティ C棟 30 階	高田 泰司
株式会社ヤナセ	東京都港区芝浦一丁目6番38号	森田 考則
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2 与野太平ビル 3F	正木 宏和
株式会社ウィーボック	三重県松阪市田村町 235 番地 1	尾崎 信
株式会社柿安本店	三重県桑名市吉之丸 8 番地	赤塚 保正
株式会社中央コンタクト	静岡県静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 7F	藤本 亮吉
株式会社たこアンドたい四日市 2024	三重県四日市市浜一色町 13 番 17 号	山本 幸隆
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト 19F 総務部	野口 実
株式会社平和堂	滋賀県彦根市西今町 1 番地	平松 正嗣
株式会社わくわく広場	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地	黒田 智也
株式会社アエナ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目2番16号	馬場 雅子
株式会社 We O u r	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 19 階	高橋 朗
株式会社明石スクールユニフォームカン	岡山県倉敷市児島田の口一丁目3番44号	河合 秀文
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井六丁目37番3号	廣瀬 利明
株式会社美しま	三重県津市一志町高野 160 番地 133	鮎田 基成
株式会社はせがわ	福岡県福岡市博多区上川端町 12 番 192 号	新貝 三四郎
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲 27 階	海山 丈司
株式会社クロップス	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番8号	前田 有幾
N I C リテールズ株式会社	東京都文京区湯島 2-29-3 湯島太田ビル 2F	近藤 純哉
株式会社お宝創庫	愛知県半田市岩滑中町二丁目 105 番地	國本 渉
株式会社インターヨーロッパ	愛知県一宮市浅野字大西東 73 番地 2	寺西 康秀

3 変更年月日

令和 8 年 7 月 1 日

4 変更理由

店舗入替による小売業者ならび法人にあつては代表者の変更

5 届出の日

令和 8 年 7 月 2 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年7月14日から同年11月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和8年7月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量及び航空レーザ測深）

2 作業期間

令和8年5月30日から令和9年2月26日まで

3 作業地域

桑名市の一部及び桑名郡木曽岬町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和8年7月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年6月5日から同年8月24日まで

3 作業地域

松阪市出間町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年7月14日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 6月25日	伊賀市治田字小谷2635ほか10筆	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野5237 株式会社岡田自動車 代表取締役 福住 智治
令和8年 7月2日	亀山市北町365-1ほか9筆	鈴鹿市神戸8丁目28-1 株式会社S O L 代表取締役 秋井 謙
令和8年 7月3日	員弁郡東員町大字大木字大沢2602-1ほか7筆	桑名市多度町下野代482 株式会社K I Z U K I 代表取締役 前野 泰広

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>